



教育・保育事業・地域子ども・子育て支援事業



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法(※)に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「2015 つちうらこどもプラン」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、**市全域を1つの区域**とします。

【 事業ごとの提供区域 】

区分	事業	区域
教育・保育施設 地域型保育事業	保育所・幼稚園・認定こども園(※)	市全域
	小規模保育事業、家庭的保育(※)事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 など	
地域子ども・子育て 支援事業	利用者支援事業	市全域
	延長保育事業(時間外保育事業)	市全域
	放課後児童健全育成事業	市全域
	子育て短期支援事業	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	一時預かり事業	市全域
	病児保育事業	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	妊婦健康診査事業	市全域
	補足給付事業	市全域
	参入促進事業	市全域

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画（※）で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から令和元年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少傾向で推移していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	954	936	918	899	879
1歳	899	949	931	912	893
2歳	983	883	933	915	896
3歳	984	963	865	913	896
4歳	972	974	953	856	903
5歳	1,036	963	965	944	848
6歳	1,061	1,021	949	952	931
7歳	1,111	1,053	1,013	942	945
8歳	1,134	1,111	1,053	1,013	941
9歳	1,127	1,130	1,107	1,050	1,010
10歳	1,096	1,129	1,132	1,109	1,052
11歳	1,198	1,094	1,127	1,130	1,107
合計	12,555	12,206	11,946	11,635	11,301

※コーホート変化率法：同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和2年度 】

単位：人

			令和2年度			
			1号認定 (※)	2号認定 (※)	3号認定(※)	
					1・2歳	0歳
児童数(推計)			2,992		1,882	954
量の見込み(A)			1,616	1,284	940	278
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園 (※)	市内	1,181	1,404	879	209
		他市町村	319	58	42	7
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園		975	/	/	/
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育(※)、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	市内	/	0	128	44
		他市町村	/	0	11	1
幼稚園+預かり保育			0	0	/	/
企業主導型保育事業			/	0	0	0
認可外 保育施設	認証保育所など 上記以外の施設		/	204	82	47
確保量合計(B)			2,475	1,666	1,142	308
過不足(C) = (B) - (A)			859	382	202	30

※各年度4月1日基準とする。ただし、0歳については年度内の変動が大きいため10月1日基準とする。

【 令和3年度 】

単位：人

			令和3年度			
			1号認定 (※)	2号認定 (※)	3号認定 (※)	
					1・2歳	0歳
児童数 (推計)			2,900		1,832	936
量の見込み (A)			1,504	1,306	978	283
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園 (※)	市内	1,181	1,404	879	209
		他市町村	319	58	42	7
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園		975	/	/	/
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育 (※)、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	市内	/	0	128	44
		他市町村	/	0	11	1
幼稚園+預かり保育			0	0	/	/
企業主導型保育事業			/	0	0	0
認可外 保育施設	認証保育所など 上記以外の施設		/	204	82	47
確保量合計 (B)			2,475	1,666	1,142	308
過不足 (C) = (B) - (A)			971	360	164	25

【 令和4年度 】

単位：人

			令和4年度			
			1号認定 (※)	2号認定 (※)	3号認定 (※)	
					1・2歳	0歳
児童数 (推計)			2,783		1,864	918
量の見込み (A)			1,370	1,328	1,016	288
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園 (※)	市内	1,181	1,404	879	209
		他市町村	319	58	42	7
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園		975	/	/	/
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育 (※)、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	市内	/	0	128	44
		他市町村	/	0	11	1
幼稚園+預かり保育			0	0	/	/
企業主導型保育事業			/	0	0	0
認可外 保育施設	認証保育所など 上記以外の施設		/	204	82	47
確保量合計 (B)			2,475	1,666	1,142	308
過不足 (C) = (B) - (A)			1,105	338	126	20

【 令和5年度 】

単位：人

			令和5年度			
			1号認定 (※)	2号認定 (※)	3号認定 (※)	
					1・2歳	0歳
児童数 (推計)			2,713		1,827	899
量の見込み (A)			1,279	1,350	1,054	288
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園 (※)	市内	1,181	1,404	879	209
		他市町村	319	58	42	7
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園		975	/	/	/
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育 (※)、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	市内	/	0	128	44
		他市町村	/	0	11	1
幼稚園+預かり保育			0	0	/	/
企業主導型保育事業			/	0	0	0
認可外 保育施設	認証保育所など 上記以外の施設		/	204	82	47
確保量合計 (B)			2,475	1,666	1,142	308
過不足 (C) = (B) - (A)			1,196	316	88	20

【 令和6年度 】

単位：人

			令和6年度			
			1号認定 (※)	2号認定 (※)	3号認定 (※)	
					1・2歳	0歳
児童数 (推計)			2,647		1,789	879
量の見込み (A)			1,194	1,372	1,094	288
確保量						
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園 (※)	市内	1,181	1,404	879	209
		他市町村	319	58	42	7
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園		975	/	/	/
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育 (※)、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	市内	/	0	128	44
		他市町村	/	0	11	1
幼稚園+預かり保育			0	0	/	/
企業主導型保育事業			/	0	0	0
認可外 保育施設	認証保育所など 上記以外の施設		/	204	82	47
確保量合計 (B)			2,475	1,666	1,142	308
過不足 (C) = (B) - (A)			1,281	294	48	20

【 今後の方向性 】

今後も、ニーズ調査の結果を考慮するとともに、実際の待機児童の状況に即して整備を行うため、必要に応じて事業計画を見直し、効果的な教育・保育施設の確保に取り組む、待機児童が生じないようにします。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業(※)の量の見込み、提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策(B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

各地域の子育てに係わる施設や、保育サービスの情報を提供し、継続した支援を行っていきます。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園（※）、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	806	784	770	753	735
確保策（B）	915	915	915	915	915
差引（B）－（A）	109	131	145	162	180

【 今後の方向性 】

時間外保育の要望に応じていくとともに、今後のニーズの増減を考慮しながら、地域の実情に応じた適正量の確保を検討していきます。



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保策（市全体）】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,524	1,498	1,444	1,407	1,390
1年生	417	407	387	388	394
2年生	397	385	376	355	361
3年生	347	342	332	323	303
4年生	222	224	212	209	204
5年生	97	101	93	93	91
6年生	44	39	44	39	37
確保策（B）	1,664	1,664	1,702	1,729	1,729
差引（B）－（A）	140	166	258	322	339

【量の見込みと確保策（小学校別）】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
土浦小	量の見込み（A）	125	123	121	116	114
	確保策（B）	130	130	130	130	130
	差引（B）－（A）	5	7	9	14	16
下高津小	量の見込み（A）	132	123	117	111	113
	確保策（B）	140	140	140	140	140
	差引（B）－（A）	8	17	23	29	27
東小	量の見込み（A）	107	102	94	83	71
	確保策（B）	99	99	99	99	99
	差引（B）－（A）	▲8	▲3	5	16	28
大岩田小	量の見込み（A）	91	94	89	90	89
	確保策（B）	118	118	118	118	118
	差引（B）－（A）	27	24	29	28	29

真鍋小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	156	156	152	153	145
	確保策(B)	190	190	190	190	190
	差引(B)-(A)	34	34	38	37	45
都和小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	101	95	97	89	88
	確保策(B)	117	117	117	117	117
	差引(B)-(A)	16	22	20	28	29
荒川沖小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	79	82	84	82	81
	確保策(B)	88	88	88	88	88
	差引(B)-(A)	9	6	4	6	7
中村小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	87	80	75	70	71
	確保策(B)	114	114	114	114	114
	差引(B)-(A)	27	34	39	44	43
土浦二小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	88	88	85	94	92
	確保策(B)	76	76	114	114	114
	差引(B)-(A)	▲12	▲12	29	20	22
上大津東小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	100	98	86	82	75
	確保策(B)	80	80	80	80	80
	差引(B)-(A)	▲20	▲18	▲6	▲2	5
神立小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	123	125	122	124	137
	確保策(B)	118	118	118	145	145
	差引(B)-(A)	▲5	▲7	▲4	21	8
右糶小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	60	63	60	56	59
	確保策(B)	76	76	76	76	76
	差引(B)-(A)	16	13	16	20	17

都 和 南 小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	58	61	60	62	61
	確保策(B)	75	75	75	75	75
	差引(B)-(A)	17	14	15	13	14
乙 戸 小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	68	67	66	60	63
	確保策(B)	77	77	77	77	77
	差引(B)-(A)	9	10	11	17	14
菅 谷 小		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	33	30	29	30	30
	確保策(B)	38	38	38	38	38
	差引(B)-(A)	5	8	9	8	8
新 治 学 園		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み(A)	116	111	107	105	101
	確保策(B)	128	128	128	128	128
	差引(B)-(A)	12	17	21	23	27

放課後児童クラブは、小学校及び義務教育学校の敷地内で実施しています。(対象は1年生から6年生まで)

市全体では、見込み量に対して確保量が上回っていますが、小学校別で見ると東小・土浦二小・上大津東小・神立小において令和2年度からの5年間にかけて不足することが予想されます。神立小1クラブ室27人分、土浦二小1クラブ室38人分を整備することを目標に設定し、確保量の維持を図ります。

【 今後の方向性 】

令和6年度までには、放課後子供教室の全小学校での実施に合わせ、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を推進します。そのための方策として、学校区ごとの定期的な協議の場の設定とともに共通プログラムの拡充を図り、余裕教室の活用についての各学校への協力依頼、特別な配慮を要する児童に対応できるよう巡回相談の実施や放課後児童クラブの開所時間の延長を検討していきます。

また、放課後児童クラブは、単に保護者が昼間いない児童を預かるだけでなく、基本的な生活習慣や社会性の習得等を通して児童の健全育成を図るものです。支援員への各種研修等を行うことにより、放課後児童クラブの見守りの質の向上を図るとともに、ホームページや広報紙を用いて、利用者や地域住民へ放課後児童クラブにおける育成支援内容についての周知を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、児童を預かり必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	33	32	31	31	30
確保策（B）	40	40	40	40	40
差引（B）－（A）	7	8	9	9	10

【 今後の方向性 】

支援を必要としている家庭に利用しやすい環境を整えていくため、児童養護施設及び乳児院のほか、里親での預かりを検討していくことで、保護者の希望に沿った支援をしていきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師や助産師が、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問により母子の健康状態や育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、子育て支援の情報提供を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	954	936	918	899	879
事業実施予定（B）	954	936	918	899	879
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も保健師等専門職の訪問体制を整え、より多くの家庭の訪問を実施できるように努めます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児などの支援を行い、養育能力の向上を図るための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境を整えることにより、子どもの健全な発育発達を支援します。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	33	32	32	31	30
確保策（B）	保健師等が訪問	保健師等が訪問	保健師等が訪問	保健師等が訪問	保健師等が訪問
差引（B）－（A）	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

児童相談所等の関係機関と連携し、虐待リスクのあるケースなど、養育支援が特に必要な家庭に対する支援を強化していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	55,409	54,080	54,354	53,260	52,127
確保策（B）	73,260	73,260	73,260	73,260	73,260
箇所数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
差引（B）－（A）	17,851	19,180	18,906	20,000	21,133

【 今後の方向性 】

利用意向に応じた地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を確保するとともに、地域子育て支援センター等の設置箇所、施設等についても検討し、子育て支援のより一層の充実を図ります。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、認定こども園（※）、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	17,239	16,730	16,195	15,804	15,430
一時預かり事業（幼稚園型）	10,736	10,406	9,986	9,735	9,499
一時預かり事業（幼稚園型以外）	6,503	6,324	6,209	6,069	5,931
確保策（B）	18,164	18,164	18,164	18,164	18,164
一時預かり事業（幼稚園型）	10,736	10,736	10,736	10,736	10,736
一時預かり事業（幼稚園型以外）	7,428	7,428	7,428	7,428	7,428
差引（B）－（A）	925	1,434	1,969	2,360	2,734
一時預かり事業（幼稚園型）	0	330	750	1,001	1,237
一時預かり事業（幼稚園型以外）	925	1,104	1,219	1,359	1,497

【 今後の方向性 】

一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みについては、在園児を対象としていることから、各幼稚園にて見込まれる量について確保します。

一時預かり事業（幼稚園型以外）の量の見込みについては、現在一時預かり事業を実施している認可保育所及び新しく整備する認可保育所にて確保していきます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	31	30	30	29	28
確保策（B）	35	35	35	35	35
差引（B）－（A）	4	5	5	6	7

【 今後の方向性 】

今後も引き続き提供体制を確保します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	4,595	4,504	4,521	4,418	4,257
確保策（B）	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
差引（B）－（A）	505	596	579	682	843

【 今後の方向性 】

量の見込みに対して、全員が利用することができるよう体制を確保していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

母子ともに妊娠中を健やかに過ごし、安全に出産を迎えるため、医療機関等において妊婦の健康診査を行うことで、妊娠初期からの健康管理と異常の早期発見、早期治療を図る事業です。

妊娠の届出の際に母子健康手帳交付とあわせて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人（回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	13,356	13,104	12,852	12,586	12,306
確保策（B）	13,356	13,104	12,852	12,586	12,306
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。

また、早期の妊娠届を促すための啓発と定期的な健康診査の受診勧奨に努めます。



(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

市内に新規に設置された保育所（法人等）を含めすべての保育所が円滑に運営することができるよう、基幹型保育所の保育士が巡回等により相談・助言等を行います。

【 今後の方向性 】

引き続き、市内に新規に設置された保育所（法人等）へ巡回支援等を行っていくほか、国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、副食材料費の実費徴収費用についての補助事業を行います。

【 今後の方向性 】

引き続き、国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。

5 教育・保育の一体的提供及び体制の確保

(1) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園（※）の設置の拡大に向けて、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、認定こども園への移行について必要な情報提供を行いながら、推進方法について協議、検討していきます。

また、提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等の人材確保に努めるとともに、保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指し、サービスの「質の向上」に努めます。さらに、事業者が福祉サービス第三者評価を受審することを推進し、市がその結果を毎年把握し、評価結果をもとにした各園の改善内容等について、保育所保育指針等の法令等に基づいているかを確認することで、必要な指導を行います。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な連携の在り方について

小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる「小一プロブレム」）子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の教育・保育（保育所、認定こども園、

幼稚園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に連携し、教育・保育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。